指定防火対象物

項目	対象物の区分	本署	温泉	鷲別	登別	計
1ーイ	劇場、映画館、演劇場又は観覧場	2	1	0	6	9
1ーロ	公会場又は集会場	38	1	27	9	75
2ーイ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0	0	0	0	0
2ーロ	遊技場又はダンスホール	3	0	1	4	8
2ーハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗	0	0	0	0	0
2ーニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室	0	0	20	0	20
3ーイ	待合、料理店その他これらに類するもの	0	0	0	0	0
3ーロ	飲食店	30	7	16	9	62
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	26	7	43	10	86
5ーイ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	13	30	13	2	58
5ーロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	251	40	296	53	640
6ーイ	病院、診療所又は助産所	11	4	15	8	38
6ーロ(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等	5	1	3	3	12
6ーロ(2)	救護施設	0	0	0	0	0
6ーロ(3)	乳児院	0	0	0	0	0
6ーロ(4)	障害児入所施設	0	0	0	0	0
6ーロ(5)	障碍者支援施設	0	0	0	0	0
6ーハ(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム	5	0	5	1	11
6ーハ(2)	更生施設	0	0	0	0	0
6ーハ(3)	助産施設、保育所等	3	0	2	1	6
6ーハ(4)	児童発達支援センター等	1	0	0	0	1
6ーハ(5)	身体障害者福祉センター等	10	1	3	4	18
6ーニ	幼稚園又は特別支援学校	2	0	1	0	3
7	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	27	0	14	3	44
8	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	2	0	0	2	4
9ーイ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	0	0	0	0	0
9ーロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2	0	0	0	2
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	1	3	1	1	6
11	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	14	9	9	5	37
12ーイ	工場又は作業場	141	2	49	39	231
12ーロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0	0	0	0	0
13ーイ	自動車車庫又は駐車場	34	4	14	6	58
13ーロ	航空機又は回転翼航空機の格納庫	0	0	0	0	0
14	倉庫	152	6	50	50	258
15	前各項に該当しない事業場	239	21	75	123	458
16ーイ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	76	27	71	36	210
16ーロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	82	7	75	23	187
計		1,170	171	803	398	2,542

※対象物数は昭和50年3月「消防用設備等の設置単位について」を準用